

令和6年度土木建築従事者（期間業務隊員）募集案内

航空自衛隊第8航空団では、令和6年度土木建築従事者（期間業務隊員）を次により募集します。

1 職務内容等

築城基地において隊員が実施する土木建築に関する各種業務の支援

2 採用予定人員

1名

3 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

○日本国籍を有しない者

○自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・法令の規定による懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 雇用期間等

(1) 任用期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで（予定）

勤務成績等を考慮し、任期の更新をする場合があります。

(2) 就業時間

8時15分から17時までの1日7時間45分（12時から13時まで休憩時間）

(3) 勤務日

週5日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(4) 休暇

年次有給休暇（採用後6か月間で、全勤務日の8割以上出勤した場合、次の1年間において10日付与）

その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

5 賃金等

- (1) 賃 金：日額8,500円（予定）
- (2) 支 払 日：翌月の18日（土、日、祝祭日の場合は、その前の平日）
- (3) 各種手当：通勤手当及び期末・勤勉手当（支給要件あり）
- (4) 退 職 金：有（支給要件あり）

6 加入保険等

防衛省共済組合（健康保険）、社会保険（年金）及び雇用保険

ただし、1日7時間45分以上勤務し、かつ、月18日以上勤務が連続して6か月を超えた場合は国家公務員退職手当法が適用されるため、雇用保険は適用対象外となります。

また、1日7時間45分以上勤務し、かつ、月18日以上勤務が連続して6か月を超えた場合は防衛省共済組合員（年金）資格が付与されます。

7 応募の手続き

(1) 提出物及び送付先

提出書類		送付・お問い合わせ先
航空自衛隊事務官等採用 受験申込書（写真貼付済）	1部	〒829-0151 福岡県築上郡築上町西八田 第8航空団司令部人事部人事班 土木建築従事者採用係 TEL 0930-56-1150（内3320） 担当：大木（おおき）、松下（まつした） ※電話受付時間は平日 8:15～12:00、 13:00～17:00の間です。
申込書と同じ写真 （縦4cm×横3cm） ※申込前6か月以内に撮 影されたもので、脱帽、正 面向き、上半身のもの。	1枚	

(2) 応募期限

令和6年5月15日（水）必着。

（ただし、応募者多数の場合は、予告なく締め切る場合があります。）

8 試験日程等

令和6年5月23日（木）から5月27日（月）までの間のうち1日（土曜日及び日曜日を除く。）築城基地において実施します。

試験は、面接及び身体検査を予定しています。

細部については、応募者へ別途ご連絡します。

9 採否について

採用、不採用にかかわらず、6月上旬頃、受験者全員に文書でお知らせします。
なお、採用結果に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

10 その他

- (1) 勤務時間中に、勤務による負傷等をした場合には、国家公務員災害補償法が適用されます。
- (2) 応募書類については返却致しませんので、ご了承下さい。
- (3) 個人情報については、目的以外に使用することはありません。